

近運技保公示第10号

近運自貨公示第1号

近運自監公示第11号

制定 平成19年 6月29日

改正 平成21年10月 1日

改正 平成21年11月30日

改正 平成22年 4月28日

改正 平成25年 9月25日

一部改正 令和 元年11月 1日

一部改正 令和 2 年11月27日

公 示

貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等
について

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第20条の
規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等を行う場合は、この基準によ
ることと定めたので、公示する。

近畿運輸局長

野澤 和行



記

1 通則

（1）運行管理者資格者証の返納命令の発令等は、「貨物自動車運送事業者に対す

る行政処分等の基準について」(平成21年10月1日付け、近運自監公示第14号、近運技保公示第9号)(以下「処分基準公示」という。)による貨物自動車運送事業者の行政処分等を行う場合に同時に行うものとする。ただし、2(5)及び2(6)により発令する場合並びに事業を廃止した等により貨物自動車運送事業者の行政処分等が行われない場合は、単独で行うものとする。

- (2) 行政処分は、法第19条の規定に基づき貨物自動車運送事業の運行管理者資格者証の交付を受けた者(以下「資格者」という。)の運行管理者資格者証の返納とする。

また、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、警告とし、行政処分と合わせたものを「処分等」という。

- (3) 処分等は、2及び3により行うものとする。

なお、2(4)及び3の基準日車等の総和の算定については、運行の安全確保に関する違反(法第18条第2項及び法第22条第1項の規定に係る違反をいう。以下同じ。)、同一の資格者の運行の安全確保に関する違反の再違反(本基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について更に運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。)及び累違反(本基準に基づく処分等を受けた資格者が当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について2度以上運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。)について、それぞれ、処分基準公示による初違反、再違反及び累違反に対する基準日車等を適用するものとする。

2 運行管理者資格者証の返納命令処分

- (1) 資格者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

(ア) 事業用自動車を運転した場合(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した行為をいう。)において、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転又は大型自動車等無資格運転を行った場合

(イ) 運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

- (2) 法第18条第1項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第18条第1項の規定に基づき選任されている者（以下「運行管理者」という。以下同じ。）である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、最高速度違反行為又は過積載運行を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議及び同法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取並びに同法第108条の34の規定に基づく通知（以下「道路交通法通知等」という。）があった場合

- (3) 安全規則第18条第3項の規定に基づき選任されている者（以下「補助者」という。）である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者が酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、最高速度違反行為又は過積載運行を引き起こした場合であって、当該補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めたにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者の指示に従わずに、当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

- (4) 処分基準公示5(1)①若しくは②に該当した場合又は処分基準公示2(1)に基づき別に定められた基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が120日車以上となった場合には、運行管理者に対し、当該運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする

る。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の運行管理者資格者証の返納命令処分は、安全規則第18条第2項の規定に基づき選任されている者（以下「統括運行管理者」という。）に対して行うものとする。

（5）資格者が実際に運行管理業務を行っていないにもかかわらず、その名義を当該事業者の使用（選任の届出をした場合を含む。）させた場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

（6）運行管理者試験の受験資格の詐称など、不正な手段により運行管理者資格者証を取得したことが判明した場合には、当該者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

（7）運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第19条第2項第1号の規定に基づき、処分の日から5年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。

3 資格者の警告

処分基準公示による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が30日車以上120日車未満の場合は、警告を行うものとする。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の警告は、統括運行管理者に対して行うものとする。

附 則

1 この公示は、平成19年7月1日から施行する。

2 平成19年6月30日までの違反行為であって、平成19年6月30日において未だ行政処分等が行われていないものについては、従前の規定により処分等を行うものとする。

附 則（平成21年10月1日改正。近運技保公示第11号、近運自貨公示第1号、近運自監公示第16号）

- 1 この公示は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 平成21年9月30日までの違反行為については、改正前の公示に定める基準により処分等を行うものとする。

附 則（平成21年11月30日改正。近運技保公示第15号、近運自貨公示第2号、近運自監公示第22号）

- 1 この公示は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年11月30日までの違反行為については、改正前の公示に定める基準により処分等を行うものとする。

附 則（平成22年4月28日改正。近運技保公示第3号、近運自貨公示第1号、近運自監公示第3号）

- 1 この公示は、平成22年4月28日から施行する。
- 2 平成22年4月27日までの違反行為については、改正前の公示に定める基準により処分等を行うものとする。

附 則（平成25年9月25日改正。近運技保公示第10号、近運自貨公示第3号、近運自監公示第11号）

- 1 この公示は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
- 3 2（4）において、処分基準公示5（1）①に係る規定については、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年12月31日以前の違反行為については、なお従前の例による。

附 則（令和元年11月1日改正。近運技保公示第4号、近運自貨公示第5号、近運自監公示第9号）

- 1 この公示は、令和元年１１月１日から施行する。

附 則（令和２年１１月２７日改正。近運技保公示第１１号、近運自貨公示第３号、
近運自監公示第１１号）

- 1 この公示は、令和２年１１月２７日から施行する。
- 2 令和２年１１月２６日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。